

小金井市立学童保育所

入所のしおり



© Studio Ghibli

小金井市イメージキャラクターこきんちゃん

はじめに

ようこそ学童保育所へ

これからお子さんたちは、家庭・学校・学童保育所などさまざまな場面の中で生活していくこととなります。学童保育所での生活が、豊かな出会いと経験の場となるよう願っております。

目 次

1	小金井市の学童保育所	1
	(1) 設置目的	
	(2) 対象児童	
	(3) 入所要件	
	(4) 障害児保育	
2	学童保育所のきまり	2
	(1) 保育時間	
	(2) 施設の休所日	
	(3) 登所・降所について	
	(4) 欠席・早退の連絡	
	(5) 休所・退所・変更の届	
	(6) 育成料の納入	
	(7) 入所承認の取消し	
3	学童保育所での生活	5
	(1) 一日の流れ	
	(2) 健康の維持管理	
	(3) 安全対策	
	(4) 家庭との連携	
	(5) 学校との連携	
	(6) その他	
	(7) 施設一覧・問い合わせ	

1 小金井市の学童保育所

(1) 設置目的

市内に居住する小学校1年生から3年生まで（障がいのある児童は4年生まで）の児童の健全な育成を図るため、学童保育所を設置しています。

(2) 対象児童

入所の対象となる児童は、市内に居住し、保護者が就労しているなどの理由により日常的に放課後の保育を受けることが出来ない児童です。

※「保護者」とは、現に児童を監護する親権者を指します。

(3) 入所要件

日常的に放課後の保育を受けることができない児童とは、保護者が保育に当たることができない時間が、原則として月曜日から土曜日までの正午から午後6時までの間に4時間以上あり、その日数が週4日以上（1か月に16日以上）であることをいいます。したがって、少なくとも週に4日間は学童保育所での保育を必要としている児童ということになります。

(4) 障がい児保育

次の要件のいずれにも該当し、別に定める入所規準に基づく審査により入所を可とされた児童が対象です。

- ① 障がいの程度が、知的障害で愛の手帳3度・4度を所持する児童、又は身体障がい身体障害者手帳5級・6級（7級の診断を含む。）を所持する児童、内臓疾患により身体障害者手帳の交付を受けた児童については手帳の等級にかかわらず、学童保育所における集団生活に耐え得るとの専門医師の診断書のある児童、専門医師又は市の指定する医師の診断書により、これらの要件に相当すると認められる児童。
- ② 健常児との集団保育に支障なく適応でき、常時医療面の配慮を必要としないこと。
- ③ 通所に際しては、保護者等の送迎が可能であること。ただし、市長が特別な理由があると認める場合はこの限りではありません。

2 学童保育所のきまり

(1) 保育時間

通常(月曜日から金曜日)・・・放課後から午後6時まで
学校休業日・・・・・・・・・・午前8時から午後6時まで
※土曜日、春休み、夏休み、冬休み、振替休業日をいいます。
延長保育時間・・・・・・・・・・午後6時から午後7時まで

(2) 休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、
年末年始(12月29日から1月3日)

(3) 登所について

保護者の付き添いは不要です。一人で登所できるようにしましょう。

(4) 降所について

降所方法には、「集団降所」と「お迎え」の2通りの方法があります。

① 集団降所(児童のみでの降所)

安全上の配慮から、帰る方向が同じ児童のグループ(降所班)で、午後5時に降所します。ただし、日没が早い11月から1月までは午後4時半に降所します。

② お迎え(集団降所以降は一人で降所できません。)

- ・通常(延長保育を利用しない方)は、午後6時までにお越してください。
- ・延長保育を利用される方は、午後7時までにお越してください。
※ 延長保育を利用される方で、午後7時までのお迎えができない場合は、集団降所へ切り替えさせていただきます。
※ 駐車場がないため、保護者のお車でのお迎えは禁止です。

(5) 欠席・早退の連絡

欠席、早退の連絡は、必ず事前に連絡帳、電話、ファクス等を利用してご連絡ください。お子さんが口頭で申し出た場合、思わぬ行き違いや事故の元になることもありますので、ご理解ご協力をお願いします。

学校を欠席しても、学校から学童保育所へ連絡はありません。学校へ欠席の連絡をすると共に、必ず学童保育所にもご連絡ください。

(6) 休所・退所・変更について

① 休所

10日以上継続して学童保育所を休む場合(結果として10日以上になる場合も含む。)は、学童保育所に「休所届」を提出してください。

※ 夏休み等は、別に出欠予定表を提出していただきますので必要ありません。

※ 休所期間中も育成料は徴収します。

(※別紙『新型コロナウイルス感染症等に関連して』参照)

② 退所

学童保育所を退所する場合は、退所の7日前までに学童保育所に「退所届」を提出してください。

③ 届出内容の変更

自宅の住所や電話番号、保護者の勤務先、緊急連絡先等の内容などに変更がありましたら、速やかに学童保育所に「異動届」を提出してください。

※各届出用紙は学童保育所にあります。

(7) 延長保育の利用申請・解除について

延長保育を希望する場合は、「延長保育利用申請書」の提出が必要となります。希望する期間をご記入の上、提出してください。

なお、利用申請をした期間の途中で利用を取り止める場合は、別途、「延長保育解除届」の提出が必要となります。遡っての利用解除は出来かねますので、解除月の7日前までに学童保育所に提出してください。

(8) 書類等の様式について

学童保育所の利用に係る各種の書類については、学童保育所のほか、市役所児童青少年課窓口及びホームページにも掲載しています。併せてご利用ください。

(9) 育成料及び延長育成料

① 徴収額について

学童保育所の利用及び延長保育の利用に当たっては、前年度の世帯の市・都民税の課税標準額に応じて育成料及び延長育成料を徴収します。

なお、学童保育所に月の初日に在籍していたときは、その月の途中で退所した場合も1か月分徴収します。

間食費（おやつ代）・教材費は公費で負担していますが、お子さんが自分のものとして使用するけん玉や遠足の交通費などは実費を徴収します。

② 支払い方法について

原則として、口座振替による納付をお願いしています。保護者の指定する預金口座から、納期ごとに自動的に学童保育育成料を支払いいただきます。

※ゆうちょ銀行への申し込みはできません。

③ 育成料等を滞納した場合

正当な理由なく育成料を長期間滞納した場合は、他の利用者との公平性を期すために、利用承認を取り消す場合があります。納期限内のお支払いにご協力をお願いします。

育成料及び延長育成料

保護者の前年度の市・都民税課税標準額 ※	育成料月額	延長育成料月額
500万円以上	9,000円	2,000円
300万円以上500万円未満	7,000円	2,000円
150万円以上300万円未満	5,000円	2,000円
150万円未満	3,000円	2,000円
市・都民税非課税世帯及び生活保護世帯	無 料	無 料

※市・都民税課税標準額は、保護者（両親）の合算額です。

※罹災した場合、又は失業等により世帯の収入が大幅に減少し、育成料の支払いが困難になった場合、一定の審査に基づき育成料が減額される場合があります。

（10）育児休業中の方について

4月1日時点で育児休業取得者は当該年度内に復職する必要があります。当該年度中の復職がなくなった場合は、入所要件に該当しなくなり学童保育所の利用はできません。該当した場合は速やかに申し出をお願いします。

※この取扱いについては、次年度以降、変更の可能性があります。

あらためて「学童保育所入所申請の手引」上でお示ししてまいります。

（11）入所承認の取り消し

次の各号の一に該当するときは、入所承認が取り消されることがあります。

- ①感染性又は悪性の疾病にかかったとき。
- ②心身が虚弱で保育に耐えられないと認められたとき。
- ③入所手続に偽りがあったとき。
- ④児童が入所の要件に該当しなくなったとき。
- ⑤児童の出席が著しく悪いとき。

（※別紙『新型コロナウイルス感染症等に関連して』参照）

- ⑥休所期間（最長2か月）が経過し、なお、児童が通所できないとき。
- ⑦正当な理由なく育成料を長期間滞納したとき。
- ⑧条例・規則等の規定に反したとき。
- ⑨その他、市長が特に入所を不相当と認めたとき。

※ 児童が市外に 転出した場合、入所承認は取り消されます。

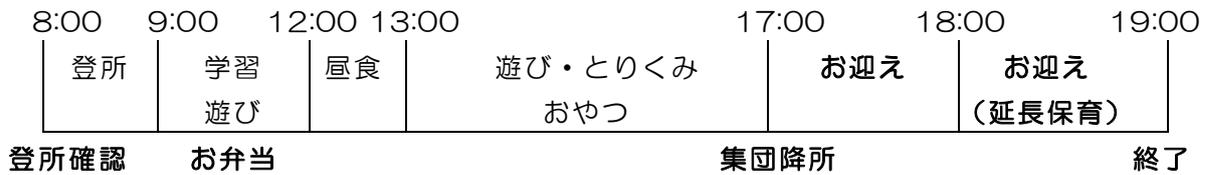
3 学童保育所での生活

(1) 一日の流れ（おおよその目安）

① 通常



② 学校休業日



- ※ 子どもたちの様子を見ながら、柔軟に進めています。
- ※ 学校給食のない日は、昼食（お弁当）の持参が必要です。

(2) 健康の維持管理

- ①学童保育所は集団で生活する場です。日常の健康管理には十分ご配慮ください。
- ②病気やケガをしたときは保護者に連絡し、状況に応じた対応をします。
- ③学校保健安全法第19条により出席停止となったときは登所できません。
学校が指定した疾病の場合、登所には医師の許可が必要となります。

該当する疾病の例（参考）
インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、手足口病、伝染性膿痂疹、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、感染性胃腸炎、その他

※ 出席停止期間は疾病ごとに異なります。（学校保健安全法施行規則第19条に準拠）

④学級閉鎖時の対応

（別紙『学級閉鎖の対応について』『新型コロナウイルス感染症等に関連して』参照）

⑤傷害保険について

児童の方が一の事故・負傷に備え傷害保険に加入していますが、その補償は見舞金の給付です。保育中又は届け出た登所・降所の経路での事故や負傷に対して適用されます。適用には保護者の申請が必要です。

(3) 安全対策

① 施設における安全対策

- ・ 所内に非常通報装置を設置
- ・ 避難訓練の実施（火災、震災）

② 登所降所時の安全確保

- ・ 集団での降所、保護者の送迎
- ・ 登所降所時はあらかじめ決めた経路を利用
- ・ 危険な箇所の点検と児童への指導

③ 災害発生時の対応

（別紙『災害時の対応について』参照）

(4) 家庭との連携

① 連絡帳

家庭と学童保育所の間で、お子さんの様子を伝えたり、欠席・早退の連絡等に使用します。お読みになりましたら確認の意味でサインをお願いします。

② おたより

学童保育所の行事や活動の予定、子どもたちの様子をお知らせします。

③ 保護者会

子どもたちの生活の様子や学童保育所の運営などについて、保護者の皆さんと直接話し合うことができる大切な会ですので、必ずご出席ください。

④ メール配信システム

緊急時等のお知らせを、各学童保育所や市役所児童青少年課からメールで配信します。ぜひメールシステムの登録をお願いします。

⑤ その他

お子さんのことで気にかかることなどがありましたら、遠慮なく学童保育所の指導員にご相談ください。

(5) 学校との連携

学校との連携はお子さんの健康や安全を守る上で大変重要です。そのためにも、お子さんが学童保育所に在籍していることを、早めに担任の先生にお知らせください。

① おたよりの交換

学校と学童保育所では、おたより等を交換しあって、子どもたちの様子を知らせるなど、互いに運営が円滑にできるよう工夫しています。

② 新1年生について

入学式の翌日から1～2週間程度は集団下校になるため、学童保育所の指導員が学校まで迎えに行きます。

③ 災害時について

学校と、年度当初に緊急時の対応等についての打ち合わせを行う等、災害時に備え連携を図っています。

(6) その他

① おけいこ等での欠席・早退

学童保育所は集団での生活を基本としています。子どもたちが登所し、一定の集団活動が成立してこそ、子どもたちの社会性等を育むことができます。

また、入所要件上からも定期的な欠席・早退は土曜日を含めて週2日までが原則となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。(1ページの入所要件の項をご参照ください。)

(※別紙『新型コロナウイルス感染症等に関連して』参照)

② お迎えについて

お迎えは午後6時まで(延長保育を利用される方は午後7時まで)に必ずお越しください。

③ 土曜日の保育について

土曜日の保育は、保護者が就労等でご不在の児童のみを対象としています。それ以外の場合は、ご家庭での保育をお願いいたします。

④ なりすまし電話対策について

電話連絡を受ける際は、なりすまし電話防止のため、お子さんの学年・名前・誕生日を確認させて頂いています。ご協力をお願いいたします。

⑤ 個人情報取り扱いのお願い

おたより・誕生日カード・文集・保護者会資料等に、お子さんの名前や写真を載せることがあります。また、室内に名前やお誕生日などを掲示しています。こうした個人情報の取り扱いについて、何か支障がある場合には、ご連絡ください。

また、個人情報保護のため、配布物などの取り扱いには十分注意をお願いいたします。

⑥ 入所までに準備しておくこと

- ・「なぜ学童保育所に行くか」をお子さんと話しあっておきましょう。
- ・自宅の鍵の開け閉めを練習しておきましょう。
- ・学童保育所までの道順をお子さんと一緒に確認しておきましょう。
- ・早寝早起きの習慣をつけましょう。
- ・持ち物全部に名前をつけましょう。

(7) 施設一覧

学童保育所名	学区域	所在地	電話・FAX
さくらなみ第1・第2・第3(暫定)	一 小	本町 1-2-13	042-383-1183
たけとんぼ第1・第2	二 小	桜町 2-3-60	042-383-5488
あかね第1・第2・第3	三 小	梶野町 5-7-33	042-385-3370
あかね第4・第5	三 小	梶野町 5-7-38	042-385-3372
さわらび第1・第2	四 小	貫井南町 3-6-27	042-383-5489
たまむし第1・第2・第3(暫定)	東 小	東町 4-25-7 東児童館	042-385-9280
まえはら第1・第2・第3(暫定)	前原小	前原町 3-3-16	042-383-1179
ほんちょう第1・第2(暫定)	本町小	本町 5-4-25 本町児童館	042-385-3360
みどり第1・第2・第3(暫定)	緑 小	緑町 4-18-25 緑児童館	042-383-1178
みなみ第1・第2・第3(暫定)	南 小	前原町 2-2-21	042-383-1167

福祉オンブズマン制度について

福祉オンブズマン制度は、市長から権限を与えられた2人のオンブズマンが、第三者的機関として、福祉サービス全般に関する利用者からの苦情を公正かつ中立な立場で調査し、解決に当たる制度です。市が実施または関与する福祉サービス全般について内容等が納得できない、直接苦情を言いにくい等の場合に、苦情等の申し立てや相談をすることができます。

オンブズマンが苦情を受けると、必要な場合には市に対してサービス内容を是正するよう勧告したり、制度を改めるよう意見表明するなど、あなたの苦情に公正かつ中立的な立場で迅速に解決に当たります。

苦情・相談お問い合わせ先

小金井市福祉サービス苦情調整委員事務局
 小金井市前原町3丁目41番15号
 市役所第二庁舎8階
 電話・FAX 042-383-1225

《学童保育所の制度に関するお問い合わせ》

小金井市子ども家庭部児童青少年課学童保育係（市役所第二庁舎4階）
 電話 042-387-9847